

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示
 トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、同表に掲げる区分に分類すること。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

附 則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

○環境省告示第五十八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第九條第六項の規定に基づき、平成二十六年年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量を次のように公表する。

平成二十六年三月三十一日

環境大臣 石原 伸晃

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四條第一号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二一六	三三三
二一七	三三二
二一八	三三一
二一九	三二〇
三〇	三一九

二 規則第四條第二号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二一六	二七四
二一七	二七三
二一八	二七二
二一九	二七〇
三〇	二六九

三 規則第四條第三号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二一六	一八六
二一七	一八六
二一八	一八六
二一九	一八七
三〇	一八七

四 規則第四條第四号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二一六	一三二
二一七	一三六
二一八	一三六
二一九	一三八
三〇	一三九

五 規則第四條第五号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二一六	三〇五
二一七	三〇五
二一八	三〇六
二一九	三〇六
三〇	三〇八

六 規則第四條第六号に規定する分別基準適合物

年度（平成）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位 千トン）
二一六	七五九
二一七	七六三
二一八	七七〇
二一九	七七四
三〇	七七五

官 庁 報 告

官 庁 事 項

人事院告示第8号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4條の2第1項及び人事院規則16-0（職員の災害補償）第17條の規定に基づき、平成2年人事院告示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年3月31日

人事院総裁 原 恒雄